

国見町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 4 日

国見町長

村上利通

国見町条例第 18 号

国見町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(国見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 国見町水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年国見町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(国見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 国見町下水道事業の設置等に関する条例（令和 4 年国見町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。